

令和8年後期入学料免除（徴収猶予）・授業料免除申請の案内

九州大学学務部学生支援課経済支援係

令和8年度に入学（編入学）した方で本学独自制度の入学料免除（徴収猶予）・授業料免除への申請を希望される方は以下よく確認の上、申請をしてください

★最初に以下申請資格を満たしているかをご確認ください★

申請資格 ※それぞれの要件に該当しない方は独自制度の申請はできません。

・入学料免除（10月入学者のみ・要事前申請）・授業料免除

「高等教育の修学支援新制度（多子世帯無償化を含む）」の申請要件対象外で、以下特別な事情に該当する学生
[特別な事情]入学前1年以内^{注1}において、学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）^{注2}
が死亡又は本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料もしくは授業料の納付
が著しく困難であると認められる者

注1）「入学前1年以内」とは、

4月入学は令和7（2025）年4月1日～令和8（2026）年3月31日、

10月入学は令和7（2025）年10月1日～令和8（2026）年9月30日です。

注2）留学生の学資負担者は、本人もしくは日本在住の父母等とします。本国の父母等は該当しません。

・入学料徴収猶予（10月入学者のみ・要事前申請）

以下に該当する者

・入学料相当額の奨学金・教育ローン等の振込遅延により入学手続き時の入学料納付が困難であると認められる者

1.入学料免除・授業料免除を希望する場合

- ・入学料免除を希望される方：入学手続き時に入学料を納付せず、事前申請書を提出ください。
- ・授業料免除申請を希望される方：経済支援係までメール（e-mail：gagmenjyo@jimu.kyushu-u.ac.jp）にて事前連絡してください。申請期間に間に合うよう余裕をもってご連絡ください。

その後、以下免除申請期間に免除申請システムにて申請を行ってください。

【免除申請期間】

4月入学生：（一次申請） 8月5日～9月14日（日本時間23：59まで）

（二次申請） 8月5日～9月15日（8月10～14日、土日祝は除く）

10月入学生：（一次申請） 10月5日～10月15日（日本時間23：59まで）

（二次申請） 10月5日～10月16日（土日祝は除く）

申請の手順・必要書類等は以下 URL に記載の「免除申請のしおり」をご参照ください。

<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/admission/fees/exempt02>

2. 入学料徴収猶予を希望する場合※免除申請システムへの入力はありません

1. 申請資格の確認

申請資格の有無について確認してください。

2. 入学料徴収猶予の事前申請…入学手続き時

入学手続き時に入学料を納付せず、事前申請*を行ってください。

*「入学料免除・徴収猶予 事前申請書」を担当係に提出してください。

3. 入学料徴収猶予願・証明書類の提出

10月上旬に経済支援係より学生基本メールあてに入学料徴収猶予願および特別な事情に該当することを証明する書類の提出についてメールをお送りしますので、期日までに書類を提出して下さい。
※期日までに書類の提出がない場合や提出された書類の内容が特別な事情に該当しない場合、徴収猶予申請は取り下げとして取り扱いますので、速やかに入学料を納付してください。指定された期限を過ぎて入学料を納付する場合は延滞金が付加されます。

4. 選考結果の通知…11月中旬頃

- (1) 学生ポータルシステムの「あなた宛のお知らせ」又は学生基本メール宛に結果を通知します。
郵送による通知や保護者宛の通知は一切行いません。
- (2) 選考結果について、他者や過去の結果を比較した不服申し立てには応じられません。

5. 選考結果通知後の入学料の納付

通知に示された金額を期日までに納付してください。

【納付方法】

- (1) 入学料は、選考結果の通知で指定された本学の入学料口座へ振込んでください。
 - ・ 入学料徴収猶予不許可の場合は結果通知から20日以内に、
 - 入学料徴収猶予許可の場合、1月末日までに納入が必要です。

【授業料振替口座の登録について】

口座登録はWeb登録になります。免除申請者も必ず登録が必要です。
2026年10月入学者は10月7日～31日の間に行ってください。
詳細は以下本学WEBサイトまたはQRコードよりご確認をお願いします。

<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/admission/fees/payment/>

